

本報告書で決めようとしている主な内容等(1/3)

1. 核物質等の防護とは

不法移転に対する防護

核物質等の盗取その他不法な持ち出しに対して防護する。

妨害破壊行為に対する防護

核物質等に対して故意に行われる、従事者や公衆の健康と安全及び環境に直接又は間接に危害を及ぼす核物質等の放出をもたらす、施設等の破壊行為に対して防護する。

本報告書で決めようとしている主な内容等(2/3)

2. 防護の考え方

- ・原子力施設等への妨害破壊行為に対する防護の基本的考え方を新たに整理。

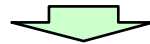
目的

妨害破壊行為に対する防護の目的は、対象が有する潜在的危険性に相応しい防護の水準で、検知、遅延、対応等の一連の防護機能を整備することにより、その危険性に関して想定される妨害破壊行為の達成を防ぐこと。

手順

① 対象の潜在的危険性の区分を設定

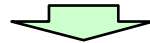
放射性廃棄物等については、核物質等が発する放射線の危険度により区分1～区分4の4区分に分類(致命的な障害を生じ得る核物質等の危険度による分類)



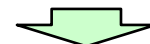
② 潜在的危険性の区分に対応する防護水準を設定

防護水準を①の潜在的危険性の区分に応じて水準A～水準Dの4水準に分類(想定される妨害破壊行為の達成を防ぐ確実度による分類)

※対象の特徴による妨害破壊行為の達成の困難性を考慮して、防護水準を下げる
ことができる。



③ 設定された防護水準を達成する、遅延、検知、対応等の防護機能体系を対象に即して設計



④ 設計された防護機能体系の想定される妨害破壊行為に対するぜい弱性を評価し、必要に応じて強化

本報告書で決めようとしている主な内容等(3/3)

3. 核物質を含む高レベル放射性廃棄物等の防護の在り方

前述の考え方に沿って、不法移転及び妨害破壊行為に対する防護機能体系の整備の在り方を整理した。

〔現状〕		〔本報告書(案)の内容〕		
放射性廃棄物の種類	不法行為	不法移転	不法行為	妨害破壊行為
ガラス固化体		■	■	●
長半減期低発熱放射性廃棄物 (放射能濃度:高)		■ [●]※	■	●
長半減期低発熱放射性廃棄物 (放射能濃度:低)		■ [●]※	■	■

■ : 慣行による慎重な管理措置による防護でよい。

● : 防護規制対象とし、防護水準に応じて定める防護機能体系の整備を求める。

※ 廃棄物中に含まれる特定の核物質の量によっては、防護規制の対象となる場合がある。

○妨害破壊行為の達成を適切な可能性で防ぐための要求事項(施設の場合)

遅延 : 防護のための区域の設定及び情報漏えい防止等情報の保護(どこに何があるか等の情報を管理し、対象物への接近を困難化)

検知 : 区域の出入管理、見張人による区域内外の巡視並びに対象物等の点検及び報告(妨害破壊のための準備行為等異常の検知)

対応 : 連絡体制の確立(治安当局への連絡による対応部隊の到着)

管理 : (検知、遅延及び対応の防護機能が適切な性能を発揮して所期の目的を果たせるようにするための管理機能)

緊急時対応計画の作成、防護に係る教育・訓練並びに防護措置の定期的評価及び改善